

低入札価格調査制度の調査基準価格、及び最低制限価格を積算する際の端数処理について、下記のとおり関係する要綱に明記しましたので、お知らせします。

記

1 関係する要綱

- (1) 小樽市建設工事低入札価格調査制度実施要綱
- (2) 小樽市建設工事最低制限価格制度実施要綱

2 端数処理の内容

- (1) 調査基準価格及び最低制限価格の算出においては、次の①から④の**それぞれの項**

目の端数の円未満を切り上げし、その合計額とする旨を明記する。

- ① 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額

※解体工事に適用する最低制限価格の端数処理も同様とする。

- (2) 予定価格に100分の90を乗じた上限額については、**円未満を切り捨て**とする。

予定価格に100分の70を乗じた下限額については、**円未満を切り上げ**とする。

問合せ先

小樽市財政部契約管財課(市役所別館2階) 電話 0134-32-4111 内線 237
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 FAX 0134-23-0675
担当：契約審査グループ